

出版健保組合員の皆さまへ

団体所得補償保険のご案内

所得補償保険

保険期間 令和7年5月1日午後4時～令和8年5月1日午後4時（1年間）

この制度で、被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲については、6ページをご覧ください。



<お知らせ>

・中途加入可能です。中途加入をご希望の場合は代理店・扱者までご連絡ください。

<改定内容>

・Lセットが廃止となり、Kセットは月払のみとなります。詳細は別チラシをご参照ください。

申込
締切日

令和7年4月1日（火）

加入申込票が提出先に到着する日

加入申込票
提出先

出版健保サービス

新規加入、加入内容変更（脱退含む）をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。



保険料の払込方法

- 保険料払込方法：令和7年6月より、Kセットは毎月口座振替、KCセットは毎月給与控除させていただきます。
- ※払込方法は原則、口座振替となります。給与控除をご希望の場合は事業所単位となりますので代理店・扱者までご連絡ください。（分割12回払）



自動継続の取扱い

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険金額となりますのでご了承ください。）

お問い合わせは

代理店・扱者

有限会社 出版健保サービス

所在地：〒101-8304

東京都千代田区神田駿河台1-7

TEL：03-3292-8294

FAX：03-3292-9504

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第三部 情報通信事業室

所在地：〒101-8011

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL：03-3259-6652

FAX：03-3259-7211

出版健保サービス

所得補償の必要性

「所得補償保険」は、ケガや病気で働けなくなったときに備える保険です！

働けなくなったときの備えは十分でしょうか

もし皆さまが突然のケガや病気で働けなくなった場合でも、毎月の生活費や住宅ローンの支出は続きます。また、昨今の社会保障制度の充実化・財政健全化による増税策の実施等といった社会制度改定も踏まえると、コスト負担は増加傾向にあり、所得喪失によるリスクに備える必要性は高まっています。

生命保険や医療保険で備えは十分でしょうか

生命保険は遺族補償としては有効ですが、死亡保険金を中心となっています。また、近年普及している民間保険会社が取り扱う医療保険は、その多くが入院を要件としています。一方で、統計によると病気やケガで在宅医療を受けた患者は増加傾向にあり、平成 20 年の約 99 万人から平成 29 年には約 180 万人に増加しており、9 年間でおよそ 1.8 倍になっています。(平成 29 年厚生労働省「患者調査」による)このような背景からも、突然のケガや病気で働けなくなったときの所得喪失に対して、所得補償保険で備えましょう。

3つのメリット

1 24時間いつでも補償

- ケガ・病気の発生は業務中・業務外を問わず 24 時間いつでも補償の対象となります。
- ケガ・病気による入院中だけでなく、医師の治療を受けながら自宅療養し、働けなくなった場合も補償します。
- 健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なく補償します。



2 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護や、暮らしのトラブル・税務に関する電話相談を通話料無料でお受けする「生活サポートサービス」がご利用いただけます。
(本契約の引受保険会社である三井住友海上の提供)



3 医師の診査は不要

ご加入の際、健康状態について告知していただくだけでよく、医師による診査の必要はありません。



基本補償



この保険は、ケガや病気で働けなくなり、収入が減少したときにお役に立ちます。

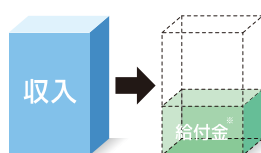
交通事故でケガをして入院し、働けなくなったとき



病気により、医師の治療を受けながら自宅療養し働けなくなったとき

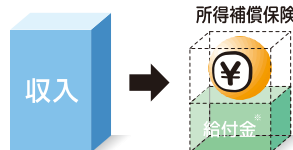


「団体所得補償保険」で準備をすれば…



収入ダウン

そこで



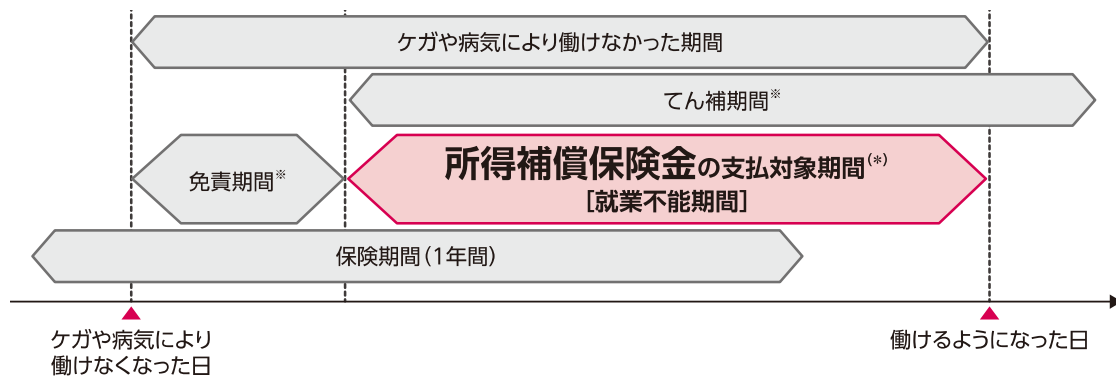
収入ダウンをカバー!

※健康保険の傷病手当金などのことをいいます。

収入が減少したときの備えができます!

所得補償保険金のお支払対象期間について

免責期間を超えてケガや病気により働けなかった期間に対して所得補償保険金をお支払いします!



※印を付した用語については、5ページの「用語のご説明」をご覧ください。

(*) 所得補償保険金のお支払いイメージ

以下の金額はあくまで一例です。実際にご加入いただく金額は次ページでご確認ください。

●所得補償保険金額：7.4万円(月額) ●上記図 所得補償保険金の支払対象期間(就業不能期間)：8か月

所得補償保険金額
7.4万円(月額)

×

就業不能期間
8か月

=

お客様の受取金額
59.2万円

1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

保険金額および保険料

限度口数:10口
免責期間*:7日 てん補期間*:1年

| セット名 | K セット(払込方法 口振) | KC セット(払込方法 給与控除) |
|----------|----------------|-------------------|
| 1口あたり保険料 | 月払保険料 1,000円 | 月払保険料 1,000円 |

| 年令 | 1口あたり 保険金額(月額) | |
|--------|----------------|--------|
| 15~19才 | 18.7万円 | 18.7万円 |
| 20~24才 | 12.8万円 | 12.8万円 |
| 25~29才 | 11.4万円 | 11.4万円 |
| 30~34才 | 9.2万円 | 9.2万円 |
| 35~39才 | 7.4万円 | 7.4万円 |
| 40~44才 | 5.9万円 | 5.9万円 |
| 45~49才 | 4.9万円 | 4.9万円 |
| 50~54才 | 4.2万円 | 4.2万円 |
| 55~59才 | 4万円 | 4万円 |
| 60~64才 | 3.8万円 | 3.8万円 |

※印を付した用語については、5ページの「用語のご説明」をご覧ください。

上記は職種級別 1 級「一般事務従事者等」の保険金額です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご注意】

- 年令は、保険始期(令和7年5月1日)時点での満年令となります。
- 免責期間とは、就業不能*になった日から起算して、保険金お支払いの対象とならない期間をいいます。したがって、免責期間7日間の場合、就業不能になって8日目からが保険金お支払対象期間となります。
- 保険金額(ご契約金額)の設定について
保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額*の40%以下で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)
なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。